

ノーマライゼーション理念に関する研究ノート

——障害者の暮らしを評価する視点に焦点を当てて——

船 本 淑 恵

1. 研究課題と研究の目的、方法

ノーマライゼーションは、「障害者基本計画」（以下、基本計画）に示されているように、リハビリテーションと並んで日本における障害者政策の理念となっている。現在の日本の障害者施策の整備状況を評価する際に、ノーマライゼーションの考え方を指標としながら検証することが求められているのである。同時にその検証は、障害者の暮らしにノーマライゼーションが実現しているかについても評価することに繋がる。

基本計画は、障害者政策の基本的方向について「基本的な方針」を示し、「重点的に取り組むべき課題」と「分野別施策の基本的方向」、そして「推進体制等」に関して、10年間という期間における方向を定めている。基本計画を推進するために、「重点施策実施5か年計画」（以下、障害者プラン）が策定され、具体的な施策ごとに数値目標と達成期間を示している。この障害者プランの進捗状況を検証することでノーマライゼーション、あるいはリハビリテーションの実現状況を評価することができると考えられる。しかし、基本計画がノーマライゼーションの用語の定義として示している「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」をそのまま指標とするには抽象的すぎる。また、その定義を用いて「一般社会の中で普通の生活が送れているのかどうか、「共に生きる社会」が障害者の暮らしの中に実現しているのかどうかを障害者プランに挙げられている施策の進捗状況だけから検証することは困難である。

そこで、本研究では、ノーマライゼーションを指標として障害者の暮らしを検証している先行研究の検討を行い、その到達点と課題を考察する。まず、ノーマライゼーションの主要な定義を確認し、指標とする場合の視点の抽出を行う。次に、日本におけるノーマライゼーション研究の動向を整理し、本稿で取り上げる文献を特定する。そして、その特徴を示し、ノーマライゼーションの実現を検証するための視点について提起する。

2. ノーマライゼーションの定義－評価の視点－

ここでは、ノーマライゼーションの定義を整理し、障害者政策を評価する指標として参考にするべき視点を検討する。取り上げるのは、バンク・ミケルセン、ニリエ、ヴォルフエンスベルガーの三者であり、かれらの考え方と特徴を整理し、評価の視点を示す。

(1) N. E. バンク・ミケルセン

バンク・ミケルセンは、1919年にデンマークで生まれ、第2次世界大戦中にナチスに対するレジスタンス運動で強制収容所に捕われた経験をもつ。戦後、デンマーク社会省の知的障害者の政策を管轄する部署に勤務し、退職まで知的障害者政策の改革に携わった一行政官である。退職後も障害者の生活の改善のために取り組み続け、1990年に永眠する⁽¹⁾。デンマークでは、1959年に「精神遅滞の人々のためにできるだけノーマルな生活状態に近い生活をつくりだすこと⁽²⁾」という文言を前文に盛り込んだ精神遅滞者福祉法（当時訳）が制定されている。ノーマライゼーションの考え方を基に策定された世界で初めての法律である。同法は、知的障害者の親の会の意見をもとに彼の考え方が盛り込まれ、これまでとは異なる画期的な内容をもっていた。そのような意味で、ノーマライゼーションについて考える場合、彼を最初に取り上げなければならないだろう⁽³⁾。

バンク・ミケルセンは、ノーマライゼーションについて端的に、「ノーマライゼーション⁽⁴⁾とは、全ての人が当然もっている通常の生活を送る権利をできる限り保障する、という目標を一言で示したものです。ノーマライズするというのは、生活条件のことを言っているのです。障害そのものをノーマルにすることではありません」（花村 1998：155・原著 1984）と述べている。そして、「ノーマライゼーションとは、たとえ障害があっても、その人を平等な人として受け入れ、同時に、その人たちの生活条件を普通の生活条件と同じものとするよう努めるという考え方です（点ルビ原文ママ）」（花村 1998：155・原著 1984）と、ノーマライズが向けられる対象は、障害のある本人ではなく、彼らを取り巻く生活条件であると示している。また、「普通の生活条件とは、現在その国の一般の市民が文化的、宗教的、社会的枠組みの中で暮らしている生活条件、あるいはその枠組みの中で目標とされている生活条件ということです」（花村 1998：156・原著 1984）と、その人が暮らしている社会における水準の生活条件、時によって目指されている生活の水準であるとしている。

また、なぜそのような生活条件の改革を取り上げなければならないのかについて、彼はそれが権利であるが故に実現させなければならないと明確に述べている。「障害者も含めてすべての人びとにとって基本的で重要な幾つかの権利について取り上げてみましょう。それは、住む所、職場など活動する場所、余暇時間を過ごし休息する所の三つを持つ権利です」（花村 1998：157・原著 1984）と、基本的な権利として「居住」「活動」「余暇」を指摘している。加えて、「ノーマライゼ

ーションとは、この他のすべての点に関しても平等の権利を意味するのです。投票権その他の人権、社会生活に参加する権利、移動の権利、隔離されることなく自由な市民である権利、異性と一緒に住む権利、性生活を持つ権利、結婚し子どもを持つ権利、各人のニーズに応じて福祉サービスを受ける権利などです。これらは、一口で言えば、人間として処遇される権利です」(花村 1998: 164・原著 1984)と障害のある人のノーマライゼーションの実現において、取り組む対象を限定せず、一般の市民の生活に関する権利は全てその対象に含まれている。彼のこのようなノーマライゼーションの考え方は、「全ての人を、その弱さあるいは障害とは関係なく尊重し受け入れるという意味を表していることを理解していただきたいのです」(花村 1998: 164・原著 1984)と示し、ノーマライゼーションはヒューマニゼーションであると締めくくっている。そこには、障害の有無にかかわらず、誰もが平等に取り扱われ、権利の主体者であるという大前提がすえられているとみることができる。

そして、バンク・ミケルセン自身が評価するノーマライゼーションの実現については、1990年8月の最終講義において、「1953年に親の会と一緒に始めたときの目標については、時間がずいぶんかかりましたが、現時点ではおおよそ達成できています(点ルビ原文ママ)」(花村 1998: 193・原著 1990 b)と述べている。その実現の姿として「施設に代わる新しいものがが必要です。それは、グループホームあるいは少人数の居住施設です。施設の小規模化、脱施設化という言い方もできるでしょう」(花村 1998: 193・原著 1990 b)と施設に入所せず、地域において少人数で暮らす形を示している。

バンク・ミケルセンのノーマライゼーションの特徴として、誰もが平等に取り扱われ、権利の実現に取り組むことがノーマライゼーションの目標であり、その実現をはかるにあたり、どこに住まうのかということが大きな課題となっていることが確認できる。

(2) ベンクト・ニリエ

次にニリエを取り上げる⁽⁵⁾。彼は、1924年にスウェーデンに生まれ、赤十字社の難民問題担当、スウェーデン脳性まひ者擁護団体事務局長を経て、スウェーデン知的障害児童・青少年・成人連盟(FUB)親の会事務局長兼オンブズマンに就いた(河東田他訳 1998 d: 4・原著 1998)。同会の事務局長のときにノーマライゼーションに出会い、普遍化、理論化を深めていった。とくに、1963年の知的障害者福祉関係者の職業団体が集まる北欧大会⁽⁶⁾におけるバンク・ミケルセンらとの出会いが、ノーマライゼーションとの出会いであり、その後の深化を助けたと述べている⁽⁷⁾。また、彼は、バンク・ミケルセンを「法的な知識と人道主義的な方法論を用いながら知的障害をもつ人々の法的な権利に深く関わっていた」(河東田他訳 1998 d: 8・原著 1998)と評価し、彼との出会いがノーマライゼーションを深め、発展させるきっかけになったと明確に述べている(河東田他訳 1998 d: 9・原著 1998)。彼はその後、カナダの政府付き障害者コーディネーター、スウェーデンの県保健福祉部長、大学の研究センター顧問を歴任し、2006年死去した。

ニリエのノーマライゼーションは、デンマークのノーマライゼーションに学び、深化させていったものである。デンマークのノーマライゼーションの生成は、バンク-ミケルセンが大いに関わっており、知的障害者政策への反映についてもバンク-ミケルセンの尽力によるものであった。

ニリエは、これまでのノーマライゼーションの原理に関する論文等をまとめた1998年出版の本の中で、ノーマライゼーションの原理の核心となる記述を修正し、定義し直し、「ノーマライゼーションの原理とは、生活環境や彼らの地域生活が可能な限り通常のものに近い、あるいは、全く同じようになるように、生活様式や日常生活の状態を、全ての知的障害や全ての他の障害をもっている人々に適した形で、正しく適用することを意味している⁽⁸⁾」(河東田他1998d: 21・原著1998)と述べている。知的障害者政策の領域から出発したノーマライゼーションは、どのような障害も排除しない普遍的な考え方であることを明示している。

彼は、ノーマライゼーションの定義を示すと同時に、「ごく普通の生活様式や状況の側面や要素、及び、障害をもつ人が経験し共有している平等の権利」として次の8点を指摘している(河東田他1998d: 130・原著1993)。

- 「1 一日のノーマルなリズム
- 2 一週間のノーマルなリズム
- 3 一年間のノーマルなリズム
- 4 ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験
- 5 ノーマルな個人の尊厳と自己決定権
- 6 その文化におけるノーマルな性的関係
- 7 その社会におけるノーマルな経済水準とそれを得る権利
- 8 その地域におけるノーマルな環境形態と水準」

また、「手段としてのノーマライゼーションの原理」としても利用でき、それらを用いた評価について次のように言及している(河東田他訳1998d: 148-150・原著1993)。「ノーマライゼーションの原理は、8つの側面と要素をもっており、いくらかの方向や次元に関係しており、多くの面やレベルで役立つ」と、ノーマライゼーションの実現方策と評価に触れている。そして、「個人や家族、スタッフや研究者、地域のサービスや社会全体に関連している」と、障害者の暮らしがノーマライズされることだけでなく、社会全体のノーマライズ化にもかかわっていると指摘している。

さらに、役立つレベルを4つに区分し、ノーマライゼーションの実現のために取り組む主体と対象を示している。第1のレベルは、「明らかに知的障害をもつ個人に有効で、あらゆる場面で彼らの処遇に責任ある人たちによって利用される」。つまり、障害のある人を対象にその処遇を担う職員が想定されている。次に第2のレベルにおいて、「その地域における今まさに求められている教育的、社会的サービスの発展や改善、また様々な専門家されたスタッフの養成やスタッフによる支援、協力への理解を高める上で役立つ。ノーマライゼーションの原理は、障

害をもつ人にとってもスタッフにとってもゴールや目標を掲げ、能力を高め、満たすうえで役立つ」と一定の地域における多様な関係者のノーマライズ化能力にも影響を与えると示している。

そして、第3のレベルは、「社会全体に対するものである。それは、立法やサービスの重要な構成の基盤の一つとして用いられているし、また法令や規定、基準の枠組みの提供を補うものとして機能したり、実際にノーマライゼーションの原理に基づく判決が下された裁判例もある」。第3のレベルが示しているのは、ノーマライゼーションが社会を変える原動力になりうるということであり、具体的に法律や制度を整えたり、それを根拠として司法の場における権利の表明、その実現を図ることも可能であるということである。

最後に、第4のレベルにおいては、「ノーマライゼーションの原理は、法制的もしくは社会的、社会学的もしくは人類学的視点から（生活様式や文化、生活条件の中で徐々に起こっている変化を）理解し、分析する手段としても考えられている。このような変化は、知的障害もしくは他の障害をもつ人たちだけでなく、移民、少数民族、犯罪の被害者や高齢者などのような社会の他のグループにも影響している」と、知的障害者の暮らしをノーマライズするところから出発したノーマライゼーションであるが、権利を侵害されている他の社会集団の暮らしにも変化を与えるものだという。そして、「ノーマライゼーションの原理は、特定の文化においてのみ通用するのではなく、普遍的であり、定義や評価の手段としていかなる時代のいかなる社会にも有効である」。つまり、ノーマライゼーションを単に知的障害者を対象にした政策理念としてとらえるのではなく、広く人々の暮らしのノーマライズに影響を与える普遍的な理念として位置づけられると指摘しているのである。

ニリエは、普遍的な理念と位置づけるために、次のような前提を考えていた。「人権の概念の裏付けが法律には必要であることが分かった。また特定の法律や規則により規定された条件のみが、法的に正しい意味での人権を構築することも分かった。それ以外のものは、抽象的で恣意的で、また特定の文化に限定されており、感情的な意見表明にしか過ぎない。しかし、人権は法律だけで規定できるものではない。法律は知的障害者の条件の一部を規定することはできるが、より広範囲な彼らの生存のための条件や、個人的な発達の機会に完全に影響を及ぼすことはできない。また、立法化することが人権問題の解決や人権運動への総合的な解答ではなく、文化的に定着し、人権に基づく人間観の認識が実現してはじめて、人権は存在するといえる」（河東田他訳 1998 d: 122・原著 1985）というものである。つまり、権利を実現するためには、法的規定が求められるなければならない。しかし、法律だけで権利を具体化できるものではなく、その社会の文化に、人権に基づく人間観が定着して初めて、権利が具現化すると考えていた。また、人権について、次のようにも述べている。「人権問題は実際的でまた倫理的なものでもあり、他の一般の人々の意思や行動決定の際の価値基準に影響を与える。人権問題に関するこの種の一連の意見表明は倫理的価値論という哲学分野から要請された理論的枠組みの中で最終的には構築されるべきものである」（河東田他訳 1998 d: 122・原著 1985）。

ニリエのノーマライゼーションは、定義として述べられるだけでなく、それを実現してい

く際の評価にまで踏み込んだものとなっている。ノーマライゼーションを実現していく取り組みの担い手と取り組む対象を提示し、評価する際の指標として明示されたものといえる。また、特定の障害のある人がおかれている状況を変えることのみに貢献するのではなく、あらゆる人を対象に含み、ノーマライゼーションは普遍的なものであるととらえている。

(3) W. ヴォルフフェンスベルガー

3人目に取り上げるヴォルフフェンスベルガーは、1934年ドイツに生まれ、1950年にアメリカ合衆国に移住している。知的障害の領域で臨床、研究、教育、さらに行政の仕事をしてきている。その経歴の多くは、知的障害領域の研究に携わるものである⁽⁹⁾。彼を取り上げるのは、北アメリカにおいてノーマライゼーションを広めたということと、前2者と異なるノーマライゼーションの深化を図った人物という理由である。

彼は、ノーマライゼーションの考え方を体系化するために表した著書の目標が3点あると述べている(中園他訳1982:15)。第1は、「対人処遇システムとしてのノーマライゼーション原理を詳しく明確に述べること」であり、2点目は「スカンジナビアに起源をもつ原理を北アメリカにも十分適用できるように“具体化”すること」、3つ目に「対人処遇にかかわっている広範な人たちに、関心を持たせるようにすること」と言っている。彼のいうノーマライゼーションの特徴は、対人処遇にかかわる原理と考えている点であろう。対人処遇システムは、国によって異なるため、ノーマライゼーションの具体化を図る際には、それぞれのシステムに即して示す必要があるとしている。

ヴォルフフェンスベルガーはノーマライゼーションを、「可能なかぎり文化的に通常である身体的な行動や特徴を維持したり、確立するために、可能なかぎり文化的に通常となっている手段を利用すること」述べている。彼は、その人が暮らしている「文化」に着目し、「ノーマライゼーションの原理は文化-特定の」あり、「文化はそれぞれ、その規範において異なっているから」、その人が暮らしている文化によってノーマライゼーションの実現は異なっていると考えている。そのため、「対人処遇の手段は、できるだけその独自の文化を代表するようなものであるべき」と考え、「逸脱している人(その可能性のある人)は、年齢や性というような同一の特徴をもつ人たちの文化に合致した(つまり、通常となっている)行動や外観を示し得るようにされるべき」と、障害のある本人に「文化に合致した行動や外観」を確立することが対人処遇のめざすべき目標であるとしている(中園他訳1982:48-49)。

そして、ノーマライゼーションとして実現すべきその内容については、「『通常となっている』という用語は、道徳的というより統計的な意味であり、“標準的”とか“慣例的”と同じ」と考えられ、その文化の中で「標準」ととらえられ、また「慣例」とされるものであるとしている。その到達点は、「『可能なかぎり通常となっている』という語句が示唆しているのは、何が、どれだけで『可能なかぎり』ということになるかは、経験していくプロセスで決定される」と、対人処遇の過程において決められていくものと考えている。また、「逸脱は、定義によれば、見る人

の目の中にあるのだから、個人の可能な行動のレパートリーのなかにある限界だけでなく、他人が見て逸脱しているとみなす特徴や行動に一層注意を向けることで、はじめて現実に迫りうる」とし、処遇の対象を他人が見て「標準」や「慣例」から「逸脱」しているという点に注意を向けることを指摘している（中園他訳 1982：49）。

つまり、「ノーマライゼーション化の手段やプロセスの対象となる個人は、ノーマルな状態を辞すとかノーマルになるということ、必ずしも意味している」のではなく、「対人処遇者は、条件と個人の潜在的な可能性が許すかぎり、可能なかぎり多様な機能を理解して、通常に近い行動と外観をとれるように努力する」ことを意味していると述べている（中園他訳 1982：49）。そして、「この原理は、特定の個人とかグループがノーマライゼーション化されるべきかどうかについては、中立的な立場に立っている」としているが、「その決定は、この原理とは別のところに存在している規準や価値に基づくべきである」とノーマライゼーションの原理と対人処遇におけるノーマライゼーションの対象とする際の「基準」や「価値」はその原理と別に存在しているとしている。加えて、「ここでは、私たちの社会は、ノーマライゼーション化の手段が、ある場合には提供され、別の場合には押しつけられても、かまわないと考えていることを覚えておくのがいいだろう（点ルビ原訳ママ）」と、ノーマライゼーションを「押しつける」ことも行われると述べている（中園他訳 1982：50）。

ヴォルフエンズベルガーが考えているノーマライゼーション原理は、一定の文化的規範に適応するための手段であり、時にその行動が標準や慣例から逸脱しているからという理由で、処遇の手段が押しつけられる可能性もあるものと考えている。ノーマライゼーションの実現を検証する際に、文化的規範を特定しなければ「標準」化や「慣例」化が実現したのか評価することは困難である。

(4) 3人の特徴と指標化の視点

バンク-ミケルセンとニリエは、ノーマライゼーションが実現した先にある社会は、誰もが平等に権利が実現された社会として展望している。変化を求められるのは、障害のある本人やある特定の社会集団ではなく、社会の方であると明示している。

また、ニリエは、社会変革の手段としてノーマライゼーションを位置づけ、障害者が地域で生活する制度を整えることだけをめざすのではなく、社会の意識を変えていくこともその射程に含まれていると述べている。

一方、ヴォルフエンズベルガーのノーマライゼーションでは、権利や平等は示されることがなく、障害者が社会の規範を身につけ、それに近い行動と外観を獲得することで、他者から受け入れられると考えている。つまり、障害者自身が変化することを求めているのである。さらに、意識の変革を障害者の処遇にかかわる関係者に求め、社会全体が求められているとは明確に示していない。ヴォルフエンズベルガーの定義では、ニリエのいう、「ノーマライゼーションの原理は、特定の文化においてのみ通用するのではなく、普遍的であり、定義や評価の手段としていかな

る時代のいかなる社会にも有効である」ということと乖離している。また、ニリエは修正定義を述べる際に、ヴォルフエンズベルガーのノーマライゼーションの理解に対する反論も含んでいるとわざわざ指摘している。

河東田は、ヴォルフエンズベルガーのノーマライゼーションを分析し、「イデオロギーの意識化、逸脱概念の強調、文化-特定の概念への再構成に基づくヴォルフエンズベルガーのノーマライゼーション原理は、適応主義的なものであることが明らかとなった」(河東田 2009 b: 92) と指摘している。そして、「ヴォルフエンズベルガーの適応主義的ノーマライゼーション原理ではなく、それを超えて『異化的ノーマライゼーション原理』さらには、『共生的ノーマライゼーション原理』へと高めていくことはできないものだろうか。そのため、今後、どうすれば異化的・共生的視点をもったノーマライゼーション原理を追求し、実践し、定着させていくことができるのかを模索していく必要がある」(河東田 2009 b: 93) とも述べている。彼は、ヴォルフエンズベルガーの「ノーマライゼーション」をバンク-ミケルセンやニリエのそれとは異なることを指摘し、バンク-ミケルセンとニリエの「ノーマライゼーション」の実践が求められていると考えている。そして、バンク-ミケルセンのノーマライゼーション理念を重要であると指摘しつつ、ニリエの8つの原則が、障害者の生活を検証する指標として適しているとしている。

3. 「ノーマライゼーション (ノーマリゼーション)」研究の動向と特徴

(1) 障害者の地域生活に関する河東田の研究の位置づけ

障害者政策の基本理念とされているノーマライゼーションが日本に紹介され始めたのは、1970年代の後半である。論文のデータベース CINI で「ノーマライゼーション」あるいは「ノーマリゼーション」をタイトルに含んでいる論文を検索したところ、1976年発表の畠中徳子の「スウェーデンにおける心身障害児対策の現状について」⁽¹⁰⁾が年代としては一番古いものであった。その後、四国学院大学の中園康夫が、1978年にバンク-ミケルセンの「ノーマリゼーションの原理」を発表したのをはじめとして、精力的にノーマライゼーションについての研究を進めてきた。その中で中園はヴォルフエンズベルガーの著書を編訳し、日本に紹介するという業績も残している。彼の研究は、日本におけるノーマライゼーション研究の初期であることから、それが何であるのかということをも明らかにし、ノーマライゼーションを基にした欧米での実践の動向を示すことが主な内容であったといえる。

そのころの日本の障害者政策の動向をみると、1968年は春日井コロニー、西駒郷、太陽の園が開設され、さらに1970年は国内最大の人数規模となる金剛コロニーが開設され、知的障害者を対象とした大規模施設群であるいわゆるコロニーは、15か所を数えることになった。また、1970年は、厚生省(当時)が「社会福祉施設緊急整備5か年計画」を策定し、障害者施策を含む社会福祉政策は、施設増設の方針であることを示した時期でもある。その後、1971年には、知的障害者(当時は、精神薄弱者)通勤寮の設置について通知が出され、1977年度から知的障

表1 中園康夫のノーマライゼーションに関する発表論文等一覧

発行年	著者、編者等	タイトル	収録刊行物、出版社
1978	中園康夫	ノーマライゼーションの原理	四国学院大学論集 42
1981 a	中園康夫	精神遅滞児・者の居住サービスとノーマライゼーション	ソーシャルワーク研究 7-4
1981 b	中園康夫	ノーマライゼーションの原理について 1-1970年代における若干の文献を中心に して	四国学院大学論集 48
1981 c	中園康夫	「ノーマライゼーションの原理」の起源と その発展について-特に初期の概念形成 を中心として	社会福祉学 22
1982	中園康夫	ノーマライゼーションの課題とその実現方 法-特に主要な定義との関連において	社会福祉研究 31
1993	中園康夫	ノーマライゼーション原理とソーシャル・ アクション-欧米でのノーマライゼーシ ョン原理の発展とアドボカシー	ソーシャルワーク研究 19
1994	中園康夫	W. ヴォルフエンズベルガーのノーマリ ゼーション原理-その発展の軌跡	四国学院大学論集 85
1982	ヴォルフエンズベルガー/ 中園康夫・清水貞夫編訳	ノーマライゼーション-社会福祉サービ スの本質	学苑社

表2 河東田博の主な発表論文等一覧

発行年	著者、編者等	タイトル	収録刊行物、出版社
1992 a	河東田博	社会福祉政策の基本的視点-スウェーデンの知 的障害者対策から学ぶ	社会福祉研究 53
1992 b	河東田博	スウェーデンの知的しょうがい者とノーマライ ゼーション-当事者参加・参画の論理	現代書館
1994 a	河東田博	スウェーデンにおける入所施設解体と地域生活	発達障害研究 16-2
1994 b	河東田博	スウェーデンにおけるノーマライゼーション理 論の法的具体化と課題-知的しょうがい者旧・ 新援護法及び新法 LSS を手がかりに	社会事業史研究 22
1996 a	河東田博	スウェーデンにおける脱施設化政策とノーマラ イゼーション	都市問題研究 48-4
1996 b	河東田博	ノーマライゼーション理念の法的具体化をめざ したスウェーデンの LSS [資料]	四国学院大学論集 91
1998 a	河東田博	ノーマライゼーション理念の具体化と当事者活 動	四国学院大学論集 96
1998 b	河東田博	当事者活動とセルフ・アドヴォカシー-差別と 抑圧からの解放をめざして	四国学院大学論集 97
1998 c	杉田穂子、河東田博	スウェーデンにおける知的障害を持つ人と LL 版 LSS (一定の機能的な障害のある人々に対 する援助とサービスに関する法律)[翻訳]	四国学院大学論集 98
1998 d	ベクト・ニリエ著/ 河東田博、橋本由紀子、 杉田穂子訳編	ノーマライゼーションの原理-普遍化と社会変 革を求めて	現代書館
2000 a	河東田博	ノーマライゼーションと知的障害者	教育と医学 48-12

2000 b	河東田博	スウェーデンにおける入所施設解体と地域居住 化決定プロセス上の問題と課題	徳島大学医短紀要 10
2001	河東田博	スウェーデンにおける権利法の実態と課題	福祉労働 93
2002	河東田博、孫良、杉田穂 子、遠藤美貴、芥川正武	ヨーロッパにおける施設解体－スウェーデン・ 英・独と日本の現状	現代書館
2003 a	河東田博	ノーマライゼーションとセクシュアリティ	コミュニティ福祉学部 紀要 5、立教大学
2003 b	河東田博	スウェーデン・イギリス・日本における知的な ハンディをもつ人々の入所施設から地域の住ま いへの移行の実態と課題	立教大学コミュニティ 福祉学部研究紀要 5
2003 c	河東田博	諸外国の施設解体（脱施設化）の実態と課題－ スウェーデン、イギリス、ドイツの事例から	福祉労働、99
2004 a	河東田博	知的しょうがいをもつ人々の入所施設から地域 の住まいへの移行に関する研究－スウェーデン ・イギリス・ドイツ・日本における実態調査を 拠り所に	立教大学コミュニティ 福祉学部研究紀要 6
2004 b	河東田博	ノーマライゼーションの父——バンクーミケル セン	地域福祉研究 32
2005 a	河東田博	新説 1946 年ノーマライゼーションの原理	コミュニティ福祉学部 紀要 7、立教大学
2005 b	河東田博	ノーマライゼーション理念と脱施設化	みやぎ政策の風 4
2007 a	河東田博	新しい価値の創造と社会福祉の役割	コミュニティ福祉学部 紀要 9、立教大学
2007 b	河東田博	知的しょうがい者のセクシュアリティ・結婚支 援をめぐる実態と課題	立教社会福祉研究 26
2007 c	河東田博編集代表（他著 者：赤塚光子、浅井春 夫、新保（杉田）穂子、 孫良、朝田千恵、竹端 寛、麦倉泰子、鈴木良）	福祉先進国における脱施設化と地域生活支援	現代書館
2008 a	河東田博	ノーマライゼーション理念を具現化するとは	社会福祉学評論 8、日 本社会福祉学会関東部 会
2008 b	河東田博	ノーマライゼーション原理具現化の実態と課題	コミュニティ福祉学部 紀要 10、立教大学
2009 a	河東田博	「ノーマライゼーション原理の父」論	コミュニティ福祉学部 紀要 11
2009 b	河東田博	ノーマライゼーション原理とは何か－人権と共 生の原理の探求	現代書館
2011	河東田博	スウェーデンにおける施設解体と地域生活支援 －施設カールスルンドの解体にみるスウェーデ ンしょうがい者福祉改革	コミュニティ福祉学部 紀要 13、立教大学
2012 a	K. エリクソン／河東田 他訳	ノーマライゼーション原理－北欧諸国における 原理展開と経験からの学び	コミュニティ福祉学部 紀要 14、立教大学
2012 b	K. エリクソン／河東田 博・古関－ダール瑞総訳	スウェーデンにおける施設解体と地域生活支援 －施設カールスルンドの誕生と解体までの拠り 所に	現代書館

表3 河東田博を研究代表とする科研の一覧

研究年度	研究テーマ
2000-2002	知的障害者の入所施設から地域の住まいへの移行に関する研究
2003-2005	障害者の入所施設から地域の住まいへの移行に関する研究
2008-2010	脱施設化と地域生活支援システム構築に関する研究

害者対象の通所施設が補助事業として制度化された。1978年度には、自治体単独事業としての生活寮制度、生活ホーム制度などが始まっている⁽¹¹⁾。このように、入所型の施設が開設されている一方で、地域での生活を支える体制の模索が始まり、施策の整備がすすめられた時期である。

1989年度から知的障害者（当時は、精神薄弱者）地域生活援護事業制度の通知が出され、国レベルで地域における住まいの場としてのいわゆるグループホーム制度が始まった。そして、1995年12月に「ノーマライゼーション」をタイトルに冠した障害者施策の重点実施計画が「障害者プラン-ノーマライゼーション7か年戦略-」として策定された。最初の障害者プランは、「ノーマライゼーション」を障害者政策の理念であると知らしめるきっかけとなった。また、これまでの障害者施策は施設中心で展開されてきたが、これ以降、特に知的障害者と精神障害者の地域移行が取り組み課題であると明示され、グループホームの整備など地域移行・地域生活を支えるための施策の数値目標が示された。このように、障害者が施設ではなく、地域で暮らすための方策が図られていった。

1990年代以降、「ノーマライゼーション」研究の牽引役を担ってきたのが河東田博である。彼は、ノーマライゼーションを基盤としたスウェーデンにおける知的障害者政策の展開をたどりながら、その具現化のあり方について考察を重ねてきている。同時に、ノーマライゼーションに関する文献や資料を翻訳し、日本に紹介してきた。ノーマライゼーション研究の量をも、障害者の暮らしを評価するという質的な面においても、彼がノーマライゼーション研究の中心にいたといってもいいであろう。

(2) 河東田博のノーマライゼーション研究の特徴

河東田は、2000年以降の科研費の研究課題のテーマに象徴されるように、障害者の地域移行と地域生活支援に関心を持ち続けていることが分かる。特に、スウェーデンにおける障害者政策の動向を紹介し、障害者の地域での暮らしについて検討している。

河東田は、ノーマライゼーションを日本に紹介するだけでなく、北欧、欧米の障害者の地域移行・地域生活支援についての現状に関して、ノーマライゼーションを指標として評価し、日本の中で実現するための課題を指摘している。それは、スウェーデンと日本とは異なるが、スウェーデンの社会福祉政策から「人間としてもつべき普遍的な考え方を読み取ることができる」(1992a)という問題意識が、初期の研究においても示されていることからわかる。また、「社会福祉政策点検指標」(1992b)を提示していることから、理念の実現をいかにして評価し、実現させ

ていくのかという研究関心をもって取り組んでいることもわかる。

河東田は、スウェーデンで体験したことから、社会福祉政策の基本的視点について考察し、社会福祉政策のあり方を導き出している(1992 a)。その中で、「社会福祉の水準は、その国の国民生活のバロメーターである」と考え、「その他の社会政策とからめて総合的な社会福祉政策を打ち出していくこと」が重要であり、そのための立法化が求められていると指摘している。また、「社会福祉政策点検指標と人権・自立生活を保障するための社会的条件」を示し、「当たり前で普通の生活」の側面として、経済的保障、住宅保障、活動の場の保障などを挙げ、そのための法制度の整備を検証することを求めている(1992 b)⁽¹²⁾。そして、スウェーデンにおける障害者施策の展開と現状を整理し、ニリエが示したノーマライゼーションの原理の8つの側面に照らし合わせて、法的具体化の進展度を検討している。スウェーデンにおいては、全般的に法的具体化は進展しており、一定のレベルで達成されていると指摘している。また、「権利の達成を図るために打ち出された当事者参加と自己決定という考え方は、ノーマライゼーション理論の具体化の極致とも言える」と述べており、河東田は「当事者参加」と「自己決定」をノーマライゼーションの進展状況を評価する際の重要な指標として位置づけていると見ることができる(1994 b)。

バンクーミケルセンやニリエが述べているように、ノーマライゼーションの具体化において、焦点の一つとされるのが入所施設ではなく、地域における自分の住居で暮らしているのかどうかである。スウェーデンでは、入所施設を解体し、地域での生活実現を計画的に進めてきている。そこで、河東田は、施設から地域へと住まいを移行することに焦点をあて、スウェーデンにおける入所施設解体と地域居住化決定プロセスを分析した。施設解体のプロセスでは「提供された地域の住まいは、建築基準法に照らして良しとされるもの」であることや、「地域の住まい確保のために多額の補助金が国や地方自治体から拠出」されていること、「希望通りの住まいが確保できる」ように「希望がかなわない場合のために裁判に訴えるシステム」を設けていることを紹介した(2000 b)。その中で、入所施設から地域の住まいへの移行に関する課題の一つとして、「地域生活のノーマライゼーション化」を指摘している。例えば、地域住人との関係をコーディネートする職員教育の問題を挙げている。そして、スウェーデンにおいてみられる問題や課題は、「わが国が入所施設から地域の住まいへの移行に踏み出せない理由の一つ」とであると指摘している。

その後、彼はスウェーデン以外の国の地域移行にも関心を広げ、スウェーデン、イギリス、日本の3か国を取り上げ、入所施設から地域への移行プロセスを検討し、さらにドイツを加えた現状把握を行っている。そして、各国・各施設のプロセスから、移行が障害者にとって肯定的な体験になっているが、地域生活がミニ施設化している実態が見られること。また、本人の意見を中心に据えた地域移行の展開が必要であることを指摘している(2003 b・2004 a)。

さらに、ニリエのノーマライゼーション原理の8つの基本的枠組みを用いて、スウェーデンを例に具現化の状況を検証し、日本の現状との比較も一部行っている(2008 a)。そこでは、

「施設の地域化、グループホーム・アパート化、日中活動の場の保障、障害基礎年金の保障など、行政面での具体的な対応が求められなければならない」と、施策の充実が必要であると論じ、加えて、「ノーマライゼーション理念の具現化のためには、一人ひとりを生活主体者として尊敬し、人生の主人公として暮らせる環境をいかに整えることができるかが鍵であろう」。また、「人間としての諸権利をすべて獲得できるようになった時にノーマライゼーション理念の具現化がなされたといえるのではないだろうか」と結んでいる。

河東田は、障害者の地域生活について各国の現状を紹介し、日本の取り組みに示唆を与えている。また、その検証対象は福祉施策を中心として地域生活支援体制であり、とくに地域移行や地域生活支援に関わる職員の姿勢と対応が、障害者の地域移行や地域生活を肯定的に評価し、ノーマライゼーションの実現につながっていくものであるとしている。彼が、ノーマライゼーションを用いて、障害者の暮らしを評価する際に視点として重視しているのは、本人の意見と選択を尊重することであり、そのような対応がノーマライゼーションを実現していくものであると見ている。

4. ノーマライゼーションの実現に求められる視点と課題

ノーマライゼーションが実現したかどうかを検証する際に、平等とともに権利の視点が重要であることが指摘できる。ここでいう平等とは、その社会で生活している多数の人たちの水準に機械的に合わせるのではなく、バンク-ミケルセンが指摘する「普通の生活条件とは、現在その国の一般の市民が文化的、宗教的、社会的枠組みの中で暮らしている生活条件、あるいはその枠組みの中で目標とされている生活条件」を志向するものでなくてはならないだろう。また、ノーマライゼーションの中で言われる権利は、「障害者も含めてすべての人びとにとって」の権利であり、障害者だけに特別な権利が与えられているわけではない。その社会に暮らしているすべての人が有するものである。つまり、障害者のノーマライゼーションを実現しようとしたら、その社会における権利の取り扱われ方と権利を実現する仕組みを把握しておかねばならない。

そのことは、ノーマライゼーションを実現しようとする取り組みは、福祉施策という狭い領域で完結しないことを意味する。例えば、健康で文化的に暮らすための建築基準における住宅の水準やそれを実現させる拘束力が必要であろうし、また、一定水準の住まいを確保するための経済的負担の軽減、加えて、住まうことの権利を保障するための裁判利用の法制度化なども必要とされよう。しかし、それらは日本においては未整備であり、不十分である。そもそも、公的に住宅を供給する仕組みそのものが不十分であり崩壊している中で、障害者の住まいの生活条件だけを向上させることは困難である。もちろん本人の意思を尊重した対応を行うための職員の教育は不可欠であるが、住まう場所を選べない、選んだとしても劣悪な環境という状況が生み出されるような、前提条件が未整備の状況のなかではノーマライゼーションは実現しない。ノーマライゼーションの実現を評価し、取り組みをすすめるに当たり、それが生み出される仕組みにも焦点をあ

て検討を加えなければならない。

本稿では、河東田のみを取り上げたが、今後は、社会政策を視野に入れたノーマライゼーションの実現について、他の研究についても検討していくことが必要であろう。

注

- (1) 花村春樹訳・著 (1998) 『「ノーマライゼーション」の父 N. E. バンク-ミケルセン-その生涯と思想 [増補改訂版]』 ミネルヴァ書房、52-114
- (2) 中園康夫訳 (1979) 「精神遅滞者のための居住施設サービスの形態の変化」『四国学院大学論集』42 (=Bank-Mikkelsen, Changing patterns in residential services for the mentally retarded, *FLASH on the Danish National Service for the Mentally Retarded III*, No.44, 1978)
- (3) 花村春樹訳・著の『「ノーマライゼーション」の父 N. E. バンク-ミケルセン-その生涯と思想 [増補改訂版]』(1998、ミネルヴァ書房)を基にしている。バンク-ミケルセン原著年代は、1945年、1984年、1990年 a、1990年 b である。1984年の原著は、国際会議で講演をした記録である(「知的障害者、人権、そして・・・」)。1990年 b は、日欧文化交流学院で行われた講義録である(「ノーマライゼーションの発展と課題」)。
- (4) 「ノーマライゼーション」と「ノーマライゼーション」の表記について花村は、バンク-ミケルセンが英語で発音する際、デンマーク語の発音に近い前者で表現していたのでそれに倣い前者の表記を用いている(花村 1998: 82)。両者は表記の相違だけであり、その示すところの意味に違いはなく、本稿の本文では、日本において一般的に使用されている後者の表記を用いる。
- (5) ベンクト・ニリエ著/河東田博他訳の『ノーマライゼーションの原理-普遍化と社会変革を求めて』(1998、現代書館)を参考にした。原著の年代は、1969年から1998年と20数年にわたっている。本論で参考にした部分のタイトルは、1998年「まえがき」、1985年「ノーマライゼーションの原理の基礎的理念と論理」、1993年「ノーマライゼーションの原理-25年を経て」である。同書のほか、ベンクト・ニリエ著/ハンソン友子訳『再考・ノーマライゼーションの原理-その広がりと現代的意義』(2008、現代書館、原著 2003)も参考している。
- (6) 同大会は、4年に一度北欧諸国の持ち回りで開催されている。
- (7) ベンクト・ニリエ著/ハンソン友子訳 2008『再考・ノーマライゼーションの原理-その広がり』と現代的意義 現代書館、54-63 (=Bengt Nirje, *Normaliseringsprincipen by Bengt Nirje*, 2003)
- (8) 1998年に書かれたノーマライゼーションの原理は、1993年に論文「ノーマライゼーションの原理-25年を経て」とほぼ同じである。「ノーマライゼーションの原理は、知的障害やその他の障害をもつ全ての人が、彼らがいる地域社会や文化の中でごく普通の生活環境や生活方法にできる限り近い、もしくは全く同じ生活形態や毎日の生活状況を得られるように、権利を行使するということを意味している」(河東田他 1998 c: 130・原著 1993)
- (9) ヴォルフエンズベルガー著/中園康夫・清水貞夫編訳『ノーマライゼーション-社会福祉サービスの本質 (=Wolf Wolfensberger, *The Principle of Normalization in Human Services*, 1972)』(1982、学苑社)を参考にした。原著の初版は1972年であるが、中園らが訳したのは1979年出版の第6版である。
- (10) 島中徳子 (1976) 「スウェーデンにおける心身障害児対策の現状について」『立教女学院短大紀要』8
- (11) 生活寮制度は東京都、生活ホーム制度は神奈川県単独事業。
- (12) 河東田 (1992 b: 183) 「当たり前で普通の生活が、社会の中で営まれているか」の内容として次の5点を提示している。生活保障(年金または最低賃金制度の確立)、住宅保障(個室保障、プライバシー保護、住宅の無料・低額改修)、教育・就労の場の保障とインテグレーション、社会教育・生涯学習・余暇活動の場が数多く用意されているか、各種保障の選択権が認められているかである。

